

# 序章

---



序- 1 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

序- 2 都市計画マスタープランの位置付けと役割

序- 3 都市計画マスタープランの構成



# 序章 都市計画マスタープランについて

## 序－1 都市計画マスタープラン策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるもので、都市の将来像、土地利用、都市交通、公園・緑地、市街地整備等の都市計画に関連する方針等を定める計画です。

東郷町では、平成 22 年 12 月に「第 5 次東郷町総合計画」に基づいた「東郷町都市計画マスタープラン」（目標年次平成 32 年（2020 年））を策定しました。

その後、東郷セントラル地区における開発の進展、全国的な少子高齢化の進行等、東郷町を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。

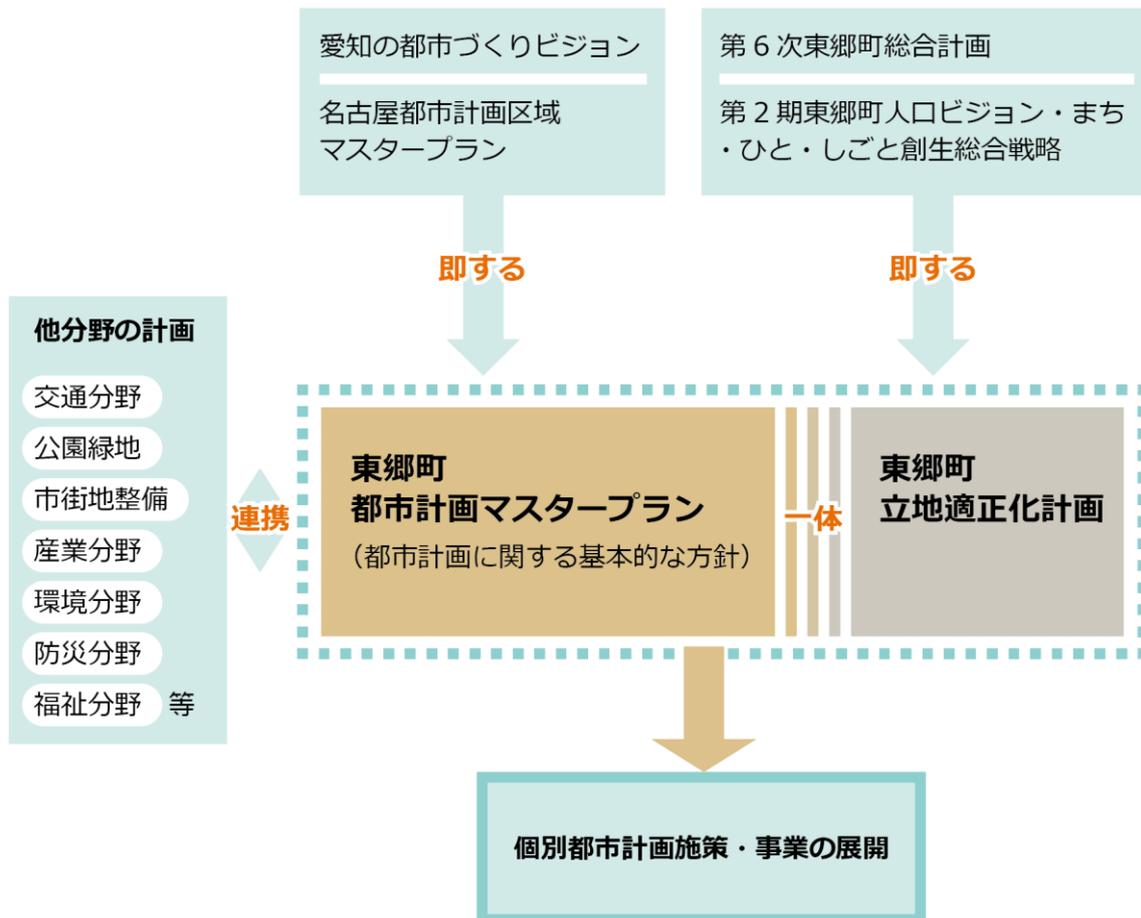
また、「第 2 期東郷町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 2 年 3 月策定）や「第 6 次東郷町総合計画」（令和 3 年 3 月策定）等、都市計画マスタープランの基本となる計画の策定・改定が進行しており、町の新たな政策や動向に対応した都市計画マスタープランの策定が必要となっています。

以上を背景として、平成 22 年策定の都市計画マスタープラン策定以降の社会情勢の変化や東郷町の今後の政策や動向を反映した新たな「都市計画の基本方針」を策定するものです。

## 序－2 都市計画マスタープランの位置付けと役割

本計画は、名古屋都市計画区域マスタープラン等の国・県の計画や町政全般の総合的な指針である「第6次東郷町総合計画」等に即して定めるものです。

また、東郷町立地適正化計画や町の各分野の計画と整合性を図り、町の今後の都市計画に関する基本方針を指し示すものです。



### 序－3 都市計画マスタープランの構成

本計画は、東郷町における「都市づくりの課題」を踏まえ、「将来都市像」、「都市づくりの方針（全体構想）」、「地域づくりの方針（地域別構想）」及び「計画の実現に向けて」で構成されます。

